

中津市告示第223号

令和8年度 地方税法第329条第1項に規定する書類(第1期)の公示送達について

令和8年度 地方税法第329条第1項に規定する書類(第1期)を 令和8年9月18日 付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市 総務部 収納課 に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年10月9日

中津市長 奥 塚 正 典



公 示 送 達 書

令和 8年 10月 9日

下記の書類は、当市 総務部 収納課 に保管してありますから
いつでもお受け取りください。

大分県中津市長 奥塚 正典

1 / 2

送 達 を 受 け る 者 の 氏 名	送達する書類の名称
猪野 亮	地方税法第329条第1項に規定する書類
原田 祐人	地方税法第329条第1項に規定する書類
竹内 駿	地方税法第329条第1項に規定する書類
東山 大雅	地方税法第329条第1項に規定する書類
大石 龍希	地方税法第329条第1項に規定する書類
宇土 浩和	地方税法第329条第1項に規定する書類
芝山 カズヤ	地方税法第329条第1項に規定する書類
尾野 諒祐	地方税法第329条第1項に規定する書類
九野坂 恵	地方税法第329条第1項に規定する書類
穴井 欣吾	地方税法第329条第1項に規定する書類
本市 裕二	地方税法第329条第1項に規定する書類
黒本 恵	地方税法第329条第1項に規定する書類
山田 颯弥	地方税法第329条第1項に規定する書類
神野 昌平	地方税法第329条第1項に規定する書類
大坂 純	地方税法第329条第1項に規定する書類
小林 弥	地方税法第329条第1項に規定する書類
天野 護	地方税法第329条第1項に規定する書類
高橋 真生	地方税法第329条第1項に規定する書類
千葉 龍真	地方税法第329条第1項に規定する書類
寺島 タクミ	地方税法第329条第1項に規定する書類

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

[illegible]

中津市告示第 223 号

令和8年度 地方税法第329条第1項に規定する書類(第2期)の公示送達について

令和8年度 地方税法第329条第1項に規定する書類(第2期)を 令和8年9月18日 付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市 総務部 収納課 に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年10月9日

中津市長 奥 塚 正 典



公 示 送 達 書

令和 8年 10月 9日

下記の書類は、当市 総務部__収納課 に保管してありますから
いつでもお受け取りください。

大分県中津市長 奥塚 正典

1 / 2

送 達 を 受 け る 者 の 氏 名	送達する書類の名称
猪野 亮	地方税法第329条第1項に規定する書類
東山 大雅	地方税法第329条第1項に規定する書類
大石 龍希	地方税法第329条第1項に規定する書類
宇土 浩和	地方税法第329条第1項に規定する書類
芝山 カズヤ	地方税法第329条第1項に規定する書類
尾野 諒祐	地方税法第329条第1項に規定する書類
THEIN THAN SOE	地方税法第329条第1項に規定する書類
九野坂 恵	地方税法第329条第1項に規定する書類
野田 勇貴	地方税法第329条第1項に規定する書類
黒本 恵	地方税法第329条第1項に規定する書類
山田 颯弥	地方税法第329条第1項に規定する書類
神野 昌平	地方税法第329条第1項に規定する書類
穴井 欣吾	地方税法第329条第1項に規定する書類
白石 明弘	地方税法第329条第1項に規定する書類
天野 護	地方税法第329条第1項に規定する書類
高橋 真生	地方税法第329条第1項に規定する書類
千葉 龍真	地方税法第329条第1項に規定する書類
寺島 タクミ	地方税法第329条第1項に規定する書類
佐々木 聖哉	地方税法第329条第1項に規定する書類
岩男 湧気	地方税法第329条第1項に規定する書類

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

[illegible]

中津市告示第 223号

令和8年度 地方税法第726条第1項に規定する書類(第1期)の公示送達について

令和8年度 地方税法第726条第1項に規定する書類(第1期)を 令和8年9月18日 付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市 総務部 収納課 に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年10月9日

中津市長 奥 塚 正 典



公 示 送 達 書

令和 8年 10月 9日

下記の書類は、当市 総務部__収納課
いつでもお受け取りください。

に保管してありますから

大分県中津市長

奥塚 正典

1 /

[illegible]

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

中津市告示第 223号

令和8年度 地方税法第726条第1項に規定する書類(第2期)の公示送達について

令和8年度 地方税法第726条第1項に規定する書類(第2期)を 令和8年9月18日 付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市 総務部 収納課 に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年10月9日

中津市長 奥 塚 正 典



書 達 送 示 公

令和 8年 10月 9日

下記の書類は、当市 総務部__収納課
いつでもお受け取りください。

に保管してありますから

大分県中津市長

奥塚 正典

1 / 1

[illegible]

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

中津市告示第**223**号

令和8年度 地方税法第371条第1項に規定する書類(第2期)の公示送達について

令和8年度 地方税法第371条第1項に規定する書類(第2期)を 令和8年8月20日 付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市 総務部 収納課 に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年10月9日

中津市長 奥 塚 正 典



公 示 送 達 書

下記の書類は、当市 総務部__収納課
いつでもお受け取りください。

令和 8年 10月 9日
に保管してありますから

大分県中津市長 奥塚 正典

1 / 1

[illegible]

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。